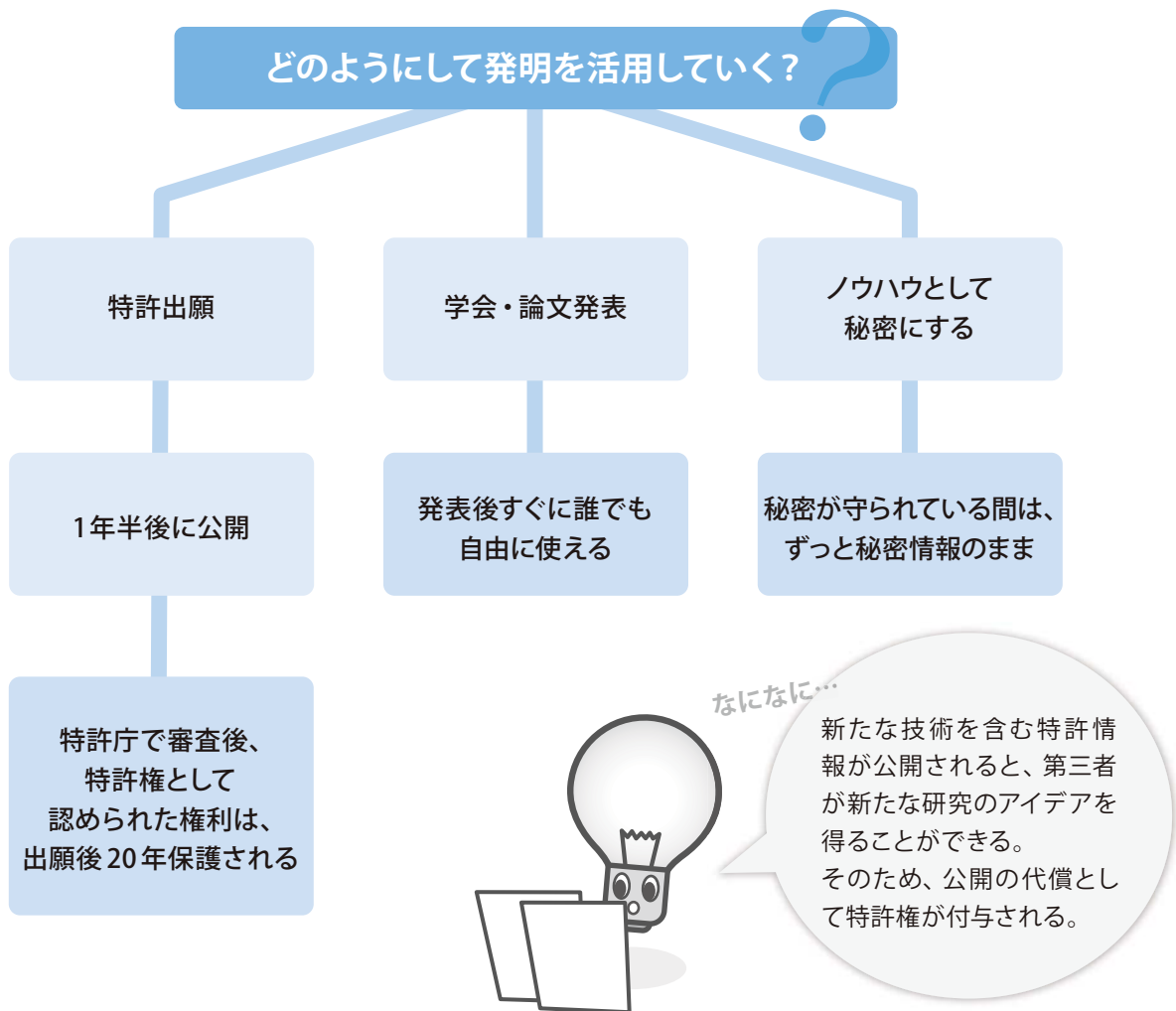


大学として特許出願する発明とはどんなもの？ ～発明の活用方法～

特許法には経済の産業の発展に役立つような発明を特許として保護するという考えが根本にあります。

発明を完成させた時、「これは何に使えるだろう？」と考えてみて下さい。



大学での研究は、私立大学といえども、公的資金が多く用いられているため、公共性の高い研究です。そのため、研究成果は、公表することが原則です。

しかし、研究成果が事業化し得る可能性の高い発明であったり、更に研究を加えることによって、何らかの製品に結び付くような発明である場合は、特許出願を視野に入れて下さい。